2017 年・市町村国保調査結果の概要

2017 年 11 月 11 日
神奈川県社会保障推進協議会
医療保険改善委員会

調査対象＞神奈川県内 33 市町村
回答自治体＞大磯町を除く 32 市町村
調査期間＞2017 年 9 月から 10 月
調査用紙＞別紙

国保の都道府県単位化が 2018 年 4 月から開始されるもとで、2017 年の市町村国保調査は、そのベースとなる資料として貴重なものと言えます。神奈川県内 33 市町村のうち、大磯町を除く 32 市町村に協力いただきました。日常業務だけでなく都道府県単位化への対応にお忙しい中、ご協力いただいた市町村の担当のみなさまには心よりの感謝を申し上げます。

県社保協は、「国保に権利としての社会保障の確立を」と、都道府県単位化でなにが変わるのかを共有化し、「払える国保料（税）に引き下げ」を求めて、市町村への要請と連携した運動を旺盛にすすめようと提起しています。地域から巻き起こす運動に、この市町村国保調査が活用していただくことを願っています。

（１）国保加入状況および短期証・資格証の交付状況について（1～5P）

①国保の加入世帯・加入者数

国保（大磯町を除く 32 自治体）の加入者は、全県で 1,298,118 世帯、被保険者数は 2,042,429 人。

②短期証について（グラフ 5P 参照）

短期証発行自治体（回答自治体数 30）のうち、世帯交付率が最も高いのが横浜市で 10.02％と突出している。5％以上は 8 市町で、平塚市 8.10％、愛川町 7.69％、箱根町 6.60％、伊勢原市 6.06％、湯河原町 5.91％、中井町 5.85％、茅ヶ崎市 5.25％、大和市 5.23％の順。最も低いのは相模原市で 1.07％。平均で 5.84％となっている。

③資格証について（グラフ 5P 参照）

資格証発行自治体（回答自治体数 30）のうち、世帯交付率で 1％を超えているのは 9 市町村で、川崎市 2.58％、清川村 2.22％、二宮町 1.67％、綾瀬市 1.50％、横須賀市 1.33％、寒川町 1.32％、松田町 1.23％、海老名市 1.18％、三浦市 1.04％の順となっている。平均で 0.56％。

④短期証・資格証の交付基準について

すべての自治体で短期証の交付基準がある。滞納期間が 5～6 期という自治体が 7 自治体。資格証の交付基準では、交付していない、基準がないが 5 自治体（鎌倉市、南足柄市、中井町、開成町、真鶴町）で、他の自治体は基準を持っている。資格証を発行していない自治体は、横浜市、鎌倉市、愛川町、南足柄市、中井町、山北町、開成町、真鶴町の 8 市町。

⑤短期証の有効期限について

期限は最長で 4 カ月が 1 自治体（茅ヶ崎市）で、1 年が 2 自治体（横浜市、湯河原市）、他の市町村は 6 カ月。

（２）所得階層別の状況（6～8P）（グラフ 6P 参照）

加入世帯所得のうち、未申告（又は不明）から 100 万円以下で 5 割を超える自治体（回答自治体数 23 のうち）は、横浜市、川崎市、相模原市、葉山町、藤沢市、大和市、座間市、厚木市、清川村、松田町、山北町、開成町、箱根町の 13 市町村。

さらに 200 万円以下で 7 割をこえる自治体は、横浜市、川崎市、相模原市、三浦市、葉山町、藤沢市、寒川町、大和市、座間市、海老名市、厚木市、愛川町、清川村、中井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町の 20 市町村となる。

このように、市町村国保は、低所得者を対象としている制度であることが明らかである。

（３）2017 年度保険料（税）関係（9～12P）

①2017 年度保険料（税）率、その他について

＜徴収方式＞

保険料として徴収しているのは 14 自治体。保険税として徴収しているのは 18 自治体。そのうち 3 年以内に、保険税方式から保険料方式に変更する可能性があると答えた自治体は、南足柄市と大井町。

保険料方式	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、厚木市、清川村、小田原市、箱根町、湯河原町
保険税方式	相模原市、三浦市、大和市、座間市、綾瀬市、海老名市、愛川町、平塚市、伊勢原市、秦野市、二宮町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町

＜保険料（税）賦課方式＞

賦課方式は、3 方式（所得割・均等割・平等割）が 21 自治体、4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が 9 自治体、2 方式（所得割・均等割）が 2 自治体。賦課方式の 3 年以内の変更の可能性がある自治体は、伊勢原市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、湯河原町の 8 自治体でいずれも現行 4 方式の自治体。

2 方式	横浜市、川崎市
3 方式	相模原市、横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大和市、座間市、綾瀬市、海老名市、厚木市、愛川町、清川村、平塚市、秦野市、南足柄市、小田原市、箱根町
4 方式	伊勢原市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町

②世帯所得区分の 2017 年度保険料（税）額

世帯所得区分の 2017 年度保険料（税）額については、30 自治体（大磯町、愛川町、大井町を除く）が回答。

＜単身世帯（45 歳）＞（グラフ 7P 参照）

所得 200 万円以下の層で、軒並み 20 万円超だが、湯河原町と真鶴町は 30 万円を超えている。最低は海老名市の 205,400 円、最高は湯河原町の 306,405 円。

＜２人世帯（45 歳）＞（グラフ 8P 参照）

所得 200 万円以下の層で、30 万円を超えているのは、川崎市、三浦市、二宮町、南足柄市、松田町、小田原市、真鶴町、湯河原町の 8 市町。最低は座間市の 238,700 円、最高は湯河原町の 356,905 円。

＜３人世帯（45 歳夫婦、子供 10 歳）＞（グラフ 9P 参照）

所得 200 万円以下の層で、30 万円を超えているのは、川崎市、横須賀市、三浦市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、厚木市、平塚市、二宮町、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の 19 市町。最低は座間市の 264,200 円、最高は湯河原町の 397,205 円。

＜４人世帯（45 歳夫婦、子供 5 歳・10 歳）＞（グラフ 10P 参照）

所得 200 万円以下の層で、30 万円を超えているのは、横須賀市、三浦市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、厚木市、清川村、平塚市、二宮町、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の 19 市町。最低は座間市の 260,700 円、最高は真鶴町の 430,500 円。

＜夫（68 歳・世帯主・年金収入 200 万円）と妻（66 歳・年金収入 80 万円）の２人世帯＞
（グラフ 11P 参照）

このモデル設定での 2017 年度保険料（税）額については、30 自治体（大磯町、清川村、大井町を除く）が回答。年間保険料（税）額 9 万円未満が 20 市町で、7 万円から 8 万円台の水準（最低は小田原市の 66,600 円）。10 万円を超えているのは 6 市町で、真鶴町 144,500 円、寒川町 134,250 円、平塚市 131,600 円、山北町 120,200 円、海老名市 102,500 円、湯河原町 100,536 円の順。

（４）保険料（税）減免実績について（13～16P）

保険料（税）減免実績については、31 市町村（大磯町、大井町を除く）から回答をいただいた。条例減免実績については、横浜市が申請件数、減免総額とも突出しており、市町村ごとの減免措置の拡大が求められる。条例減免で、却下件数（2015～2017 年度）を計上したのは、相模原市、横須賀市、藤沢市、寒川町、大和市、座間市、海老名市、平塚市、伊勢原市、二宮町、小田原市、真鶴町の 13 市町。なかでも平塚市は、毎年二けたの却下件数となっている。

（５）一部負担金関係（17～20P）

一部負担金減免制度の利用実績は、毎年 100 件を超える程度あり、各市町村で、国保だより、国保のしおり、ホームページなどで広報しているが、制度の周知は不十分な実態がうかがえる。周知の方法については、南足柄市、大井町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町から回答がなく、山北町は「特になし」という回答であった。

（６）国保財政関係（21～29P）

①一般会計法定外繰入の算出基準について

法定外繰入の算出基準は、「一人当たりの保険料が前年度と比較して大幅な増額とならないように法定外繰入を実施（清川村）」など、ほとんどの自治体がなんらかの基準を持っている。基準が曖昧な自治体もある。横須賀市「財政担当課と協議の上実施している」、三浦市「一定の基準はなく、財政状況を考慮してその年毎に算出している」、座間市「歳入、歳出の財源調整」、秦野市「特になし」、小田原市「算出基準は設けていない。給付の状況を見ながら、財政当局と調整して金額を決定している」、箱根町「その年度の財政状況を考慮して算出」など。二宮町は、法定外繰入は行っておらず、中井町、大井町、真鶴町、湯河原町は、未回答。

②一般会計からの繰入額について

繰入額については、32 市町村から回答をいただいた。繰入額の保険者一人当たりの額は、2015 年度の最高額は箱根町の 72,571 円、最低額は松田町の 21,934。2016 年度は、最高額は座間市の 60,738 円、最低額は松田町の 16,568 円。2017 年度は、最高額は箱根町の 57,979 円、最低額は松田町の 18,361 円だが、秦野市はゼロ表示となっている。

一般会計の法定内繰入と法定外繰入について、一人当たりの額を算出した。（グラフ 12P 参照）

法定内繰入の最高額は清川村の 39,513 円、最低額は大井町の 14 円。法定外繰入の最高額は愛川町の 28,192 円、最低額は大井町の 4 円。法定外繰入については、28 市町村で実施されているが、秦野市、二宮町、真鶴町、湯河原町は未回答で、法定外繰入を実施していないと推察できる。

（７）保険料（税）滞納額と差押さえ等の状況（30～35P）

①滞納額と差押え、執行停止の状況（グラフ 13P 参照）

滞納額と差押え、執行停止の状況は、比較的数値が確定していると思われる 2016 年度について、滞納世帯数に対する差押件数と執行停止件数の割合を算出した。差押件数の割合が 10%以上は、川崎市 18.47%、横浜市 16.19%、湯河原町 11.80%、三浦市 11.30%、綾瀬市 10.63%、真鶴町 10.60%の順。差押え金額では、横浜市が 36 億 4 千万円、川崎市が 13 億 7 千万円と突出しているが、大和市 4 億 3 千万円、座間市 3 億 5 千万円、伊勢原市 2 億 3 千万円と規模から見て高額な差押え金額となっている。

滞納に対する差押えと執行停止の状況は、目的意識的に強化されてきている実態がうかがえる。被害が生じていないか、地域的な調査・相談体制を持つとともに、自治体に対してその実態と姿勢について懇談していくことが必要になっている。

執行停止件数の割合については、小田原市が 25.97%、横浜市が 16.92%とこの 2 つの自治体が突出している。

②差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳

差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳については、内訳が横浜市と川崎市が未集計であり状況がわかりません。大和市は、川崎市より大きい金額が計上されており、その金額の半分以上が給与の取り立てとなっている。

（８）国保の都道府県単位化について（36～37P）

国保の都道府県単位化について、設問したがほとんどの自治体がこれからの検討・作業であり、限られた回答しか得られなかった。時期的にむずかしかったと反省している。

以　上

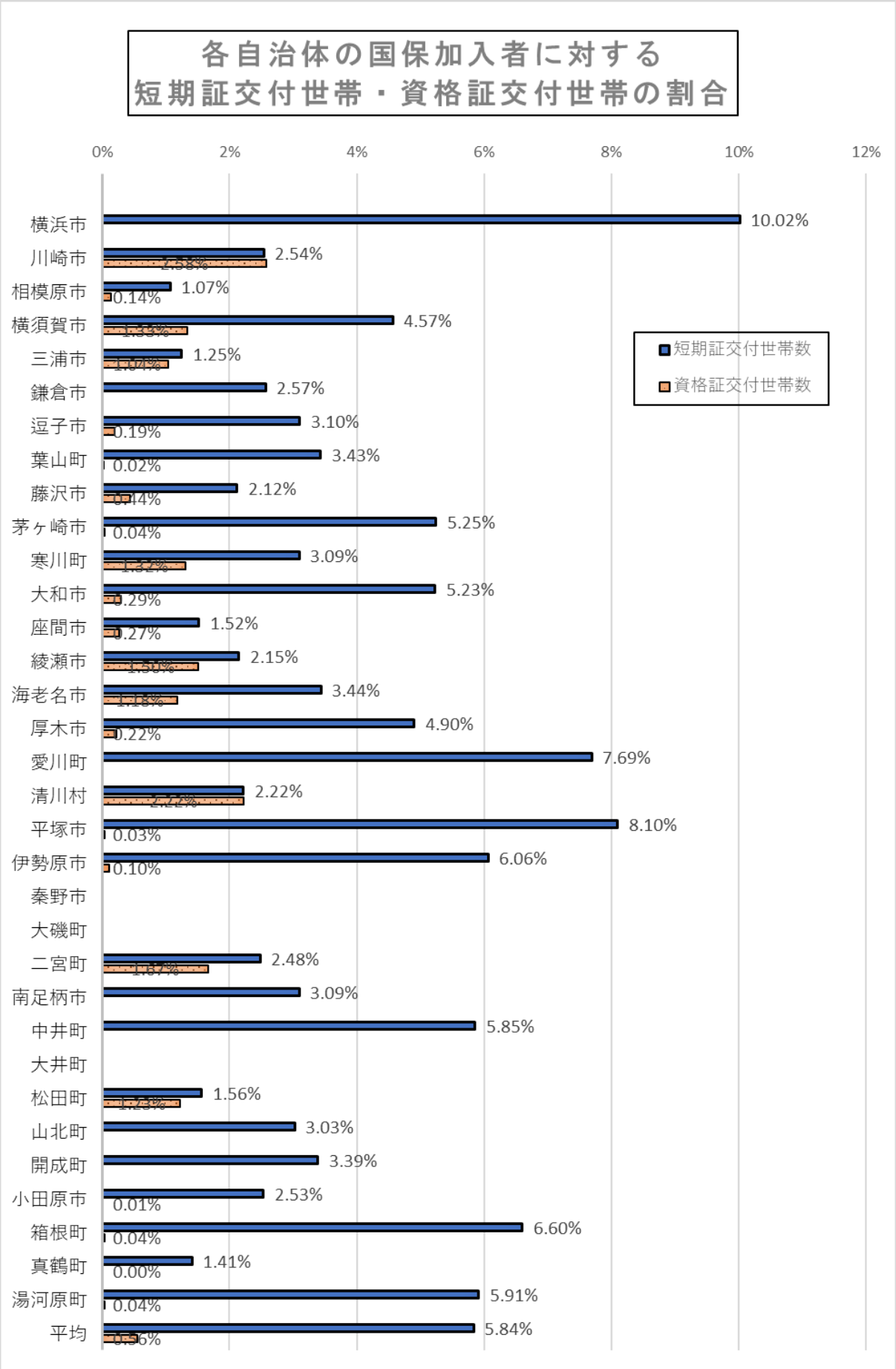
各自治体の国保加入者に対する
短期証交付世帯・資格証交付世帯の割合
0%
2%
4%
6%
8%
10%
12%
横浜市 10.02%
川崎市 2.54% 2.58%
相模原市 1.07% 0.14%
横須賀市 4.57% 1.33%
三浦市 1.25% 1.04%
鎌倉市 2.57%
逗子市 3.10% 0.19%
葉山町 3.43% 0.02%
藤沢市 2.12% 0.14%
茅ヶ崎市 5.25% 0.04%
寒川町 3.09% 1.32%
大和市 5.23% 0.29%
座間市 1.52% 0.27%
綾瀬市 2.15% 1.50%
海老名市 3.44% 1.18%
厚木市 4.90% 0.22%
愛川町 7.69%
清川村 2.22% 2.22%
平塚市 8.10% 0.03%
伊勢原市 6.06% 0.10%
秦野市
大磯町
二宮町 2.48% 1.87%
南足柄市 3.09%
中井町 5.85%
大井町
松田町 1.56% 1.23%
山北町 3.03%
開成町 3.39%
小田原市 2.53% 0.01%
箱根町 6.60% 0.04%
真鶴町 1.41% 0.00%
湯河原町 5.91% 0.04%
平均 5.84% 0.56%
短期証交付世帯数
資格証交付世帯数

所得階層別の状況（加入世帯別）

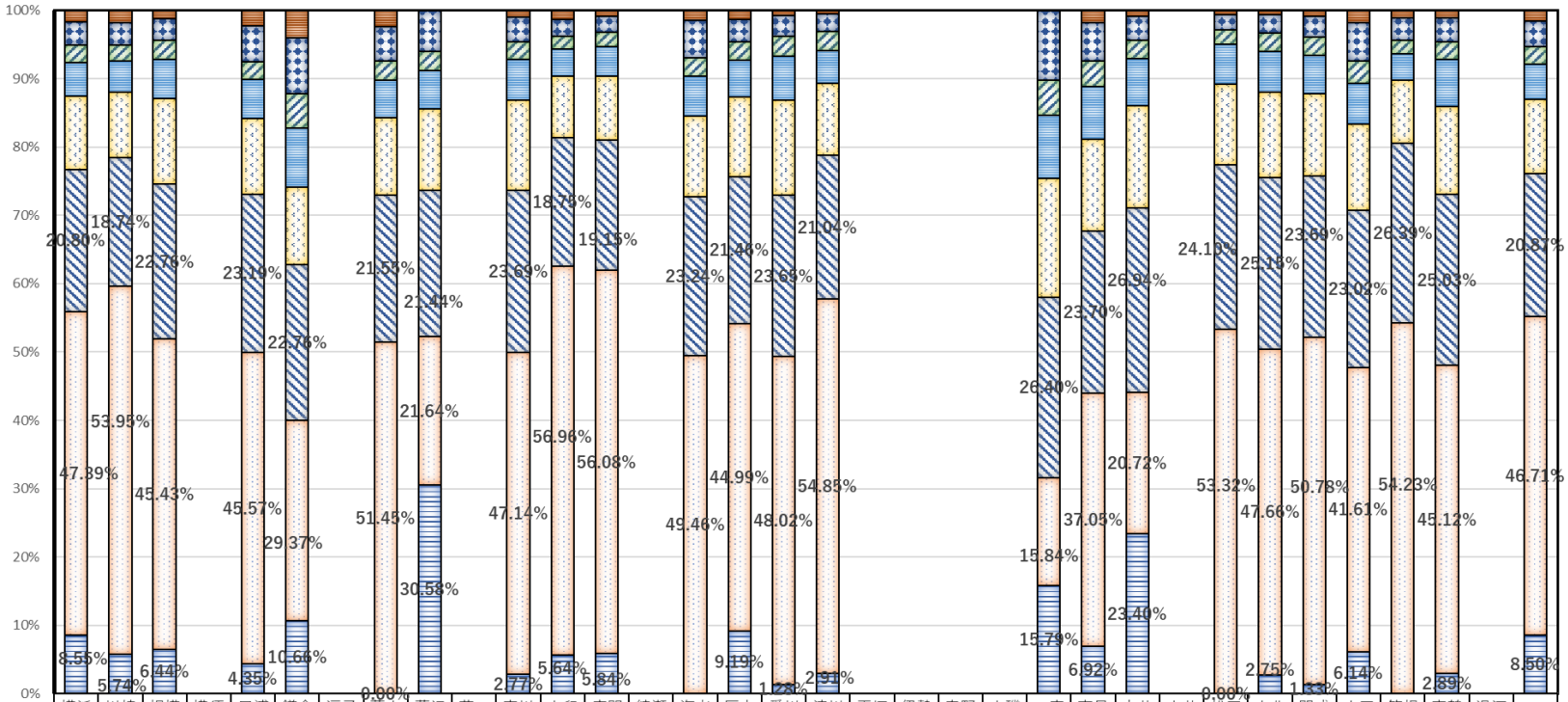

	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	三浦市	鎌倉市	逗子市	葉山町	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大和市	座間市	綾瀬市	海老名市	厚木市	愛川町	清川村	平塚市	伊勢原市	秦野市	大磯町	二宮町	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町	平均
1,000万円以上	1.69%	1.78%	1.16%		2.32%	4.04%		2.40%	0.00%		1.02%	1.27%	0.89%		1.44%	1.35%	0.75%	0.49%					0.00%	1.77%	0.81%		0.59%	0.61%	0.82%	1.79%	1.11%	1.09%		1.56%
500万円超1000万円以下	3.38%	3.32%	3.24%		5.15%	8.11%		5.03%	6.02%		3.53%	2.49%	2.35%		5.46%	3.30%	3.05%	2.59%					10.26	5.65%	3.55%		2.29%	2.75%	3.02%	5.62%	3.20%	3.47%		3.71%
400万円超500万円以下	2.51%	2.30%	2.80%		2.57%	5.05%		2.76%	2.83%		2.59%	1.88%	2.09%		2.78%	2.63%	2.87%	2.75%					5.04%	3.77%	2.68%		2.06%	2.70%	2.75%	3.30%	2.05%	2.57%		2.60%
300万円超400万円以下	5.01%	4.55%	5.67%		5.77%	8.66%		5.51%	5.58%		5.98%	3.93%	4.34%		5.75%	5.39%	6.43%	4.85%					9.26%	7.62%	6.97%		5.88%	5.89%	5.64%	5.95%	3.84%	7.00%		5.18%
200万円超300万円以下	10.67	9.62%	12.51		11.07	11.35		11.30	11.91		13.27	9.08%	9.27%		11.86	11.68	13.96	10.52					17.41	13.53	14.93		11.76	12.49	11.96	12.56	9.18%	12.84		10.87
100万円超200万円以下	20.80	18.74	22.76		23.19	22.76		21.55	21.44		23.69	18.75	19.15		23.24	21.46	23.65	21.04					26.40	23.70	26.94		24.10	25.15	23.69	23.02	26.39	25.03		20.87
100万円以下	47.39	53.95	45.43		45.57	29.37		51.45	21.64		47.14	56.96	56.08		49.46	44.99	48.02	54.85					15.84	37.05	20.72		53.32	47.66	50.78	41.61	54.23	45.12		46.71
未申告（又は不明）	8.55%	5.74%	6.44%		4.35%	10.66		0.00%	30.58		2.77%	5.64%	5.84%			9.19%	1.28%	2.91%					15.79	6.92%	23.40		0.00%	2.75%	1.33%	6.14%		2.89%		8.50%

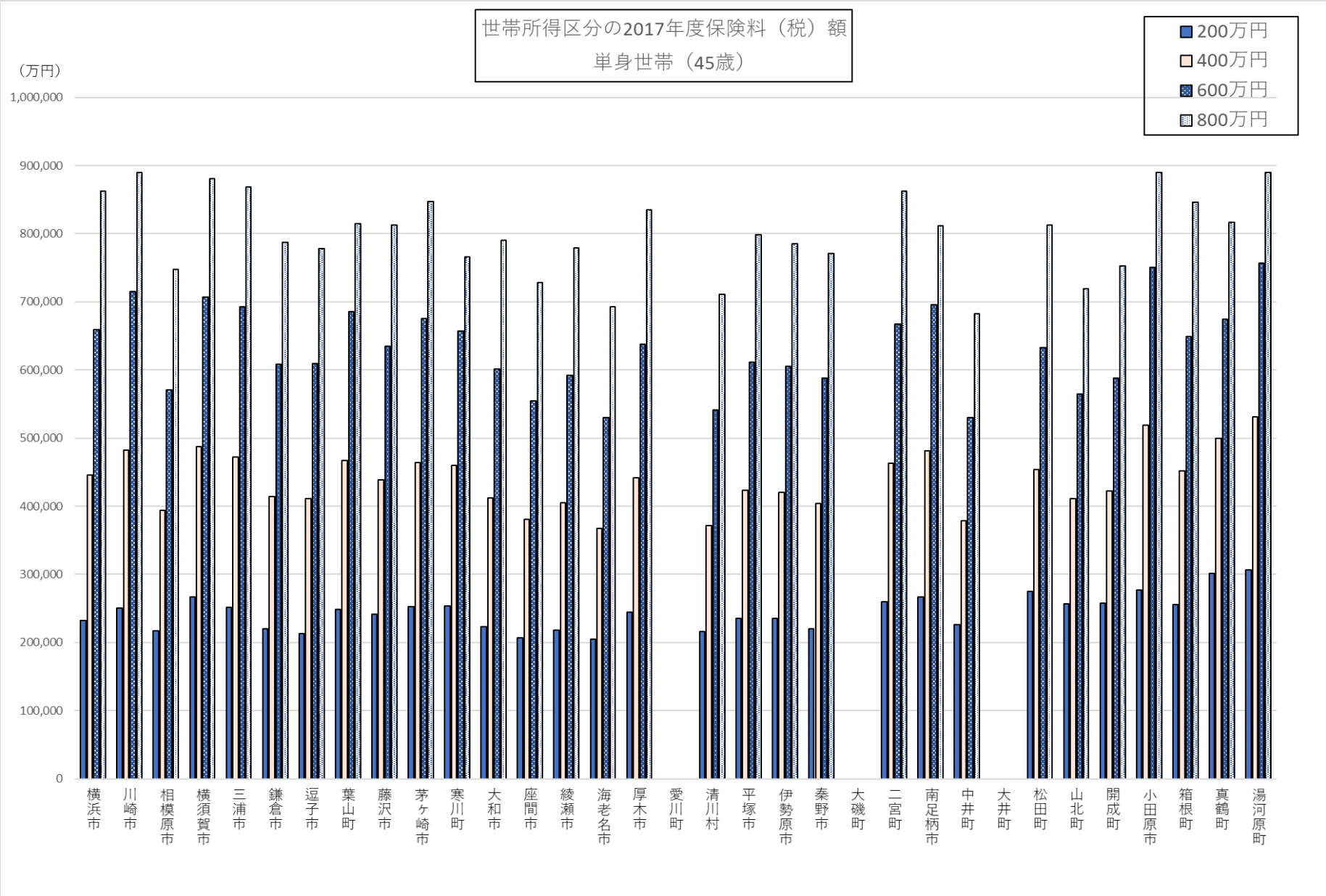
世帯所得区分の2017年度保険料（税）額
単身世帯（45歳）
（万円）
1,000,000
900,000
800,000
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
200万円
400万円
600万円
800万円
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市
三浦市
鎌倉市
逗子市
葉山町
藤沢市
茅ヶ崎市
寒川町
大和市
座間市
綾瀬市
海老名市
厚木市
愛川町
清川村
平塚市
伊勢原市
秦野市
大磯町
二宮町
南足柄市
中井町
大井町
松田町
山北町
開成町
小田原市
箱根町
真鶴町
湯河原町

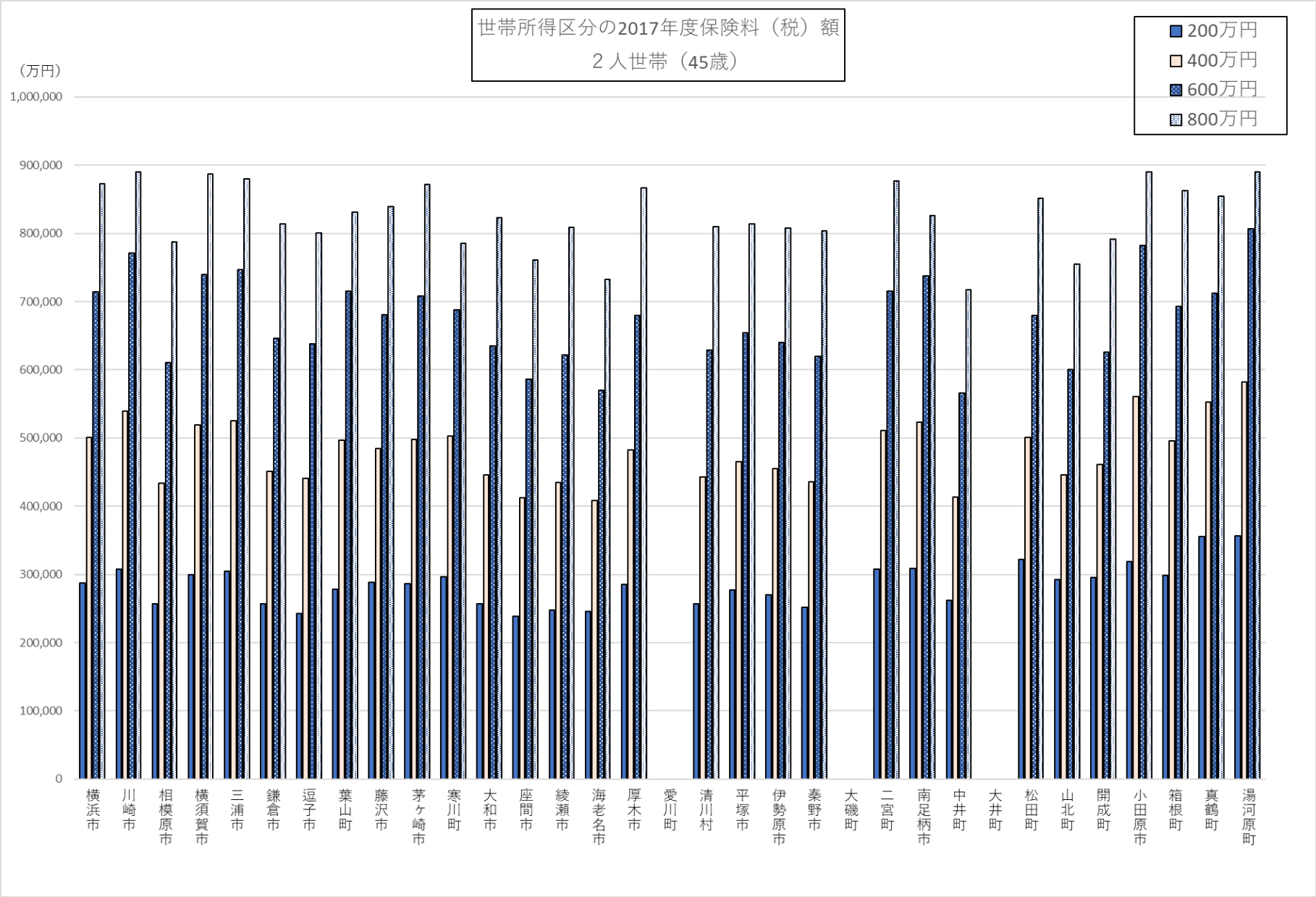
世帯所得区分の2017年度保険料（税）額
２人世帯（45歳）
（万円）
1,000,000
900,000
800,000
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
200万円
400万円
600万円
800万円
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市
三浦市
鎌倉市
逗子市
葉山町
藤沢市
茅ヶ崎市
寒川町
大和市
座間市
綾瀬市
海老名市
厚木市
愛川町
清川村
平塚市
伊勢原市
秦野市
大磯町
二宮町
南足柄市
中井町
大井町
松田町
山北町
開成町
小田原市
箱根町
真鶴町
湯河原町

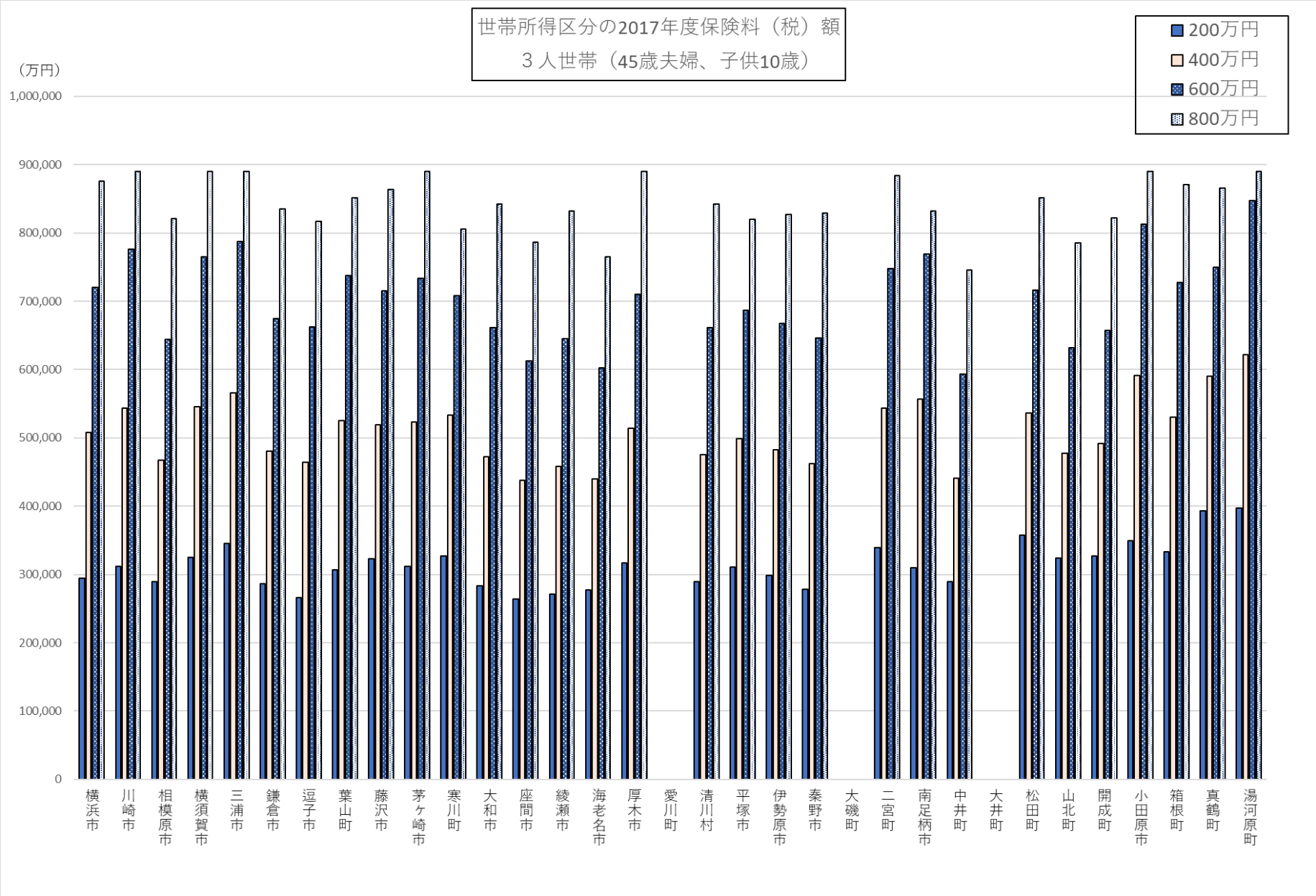
世帯所得区分の2017年度保険料（税）額
３人世帯（45歳夫婦、子供10歳）
（万円）
1,000,000
900,000
800,000
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
200万円
400万円
600万円
800万円
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市
三浦市
鎌倉市
逗子市
葉山町
藤沢市
茅ヶ崎市
寒川町
大和市
座間市
綾瀬市
海老名市
厚木市
愛川町
清川村
平塚市
伊勢原市
秦野市
大磯町
二宮町
南足柄市
中井町
大井町
松田町
山北町
開成町
小田原市
箱根町
真鶴町
湯河原町

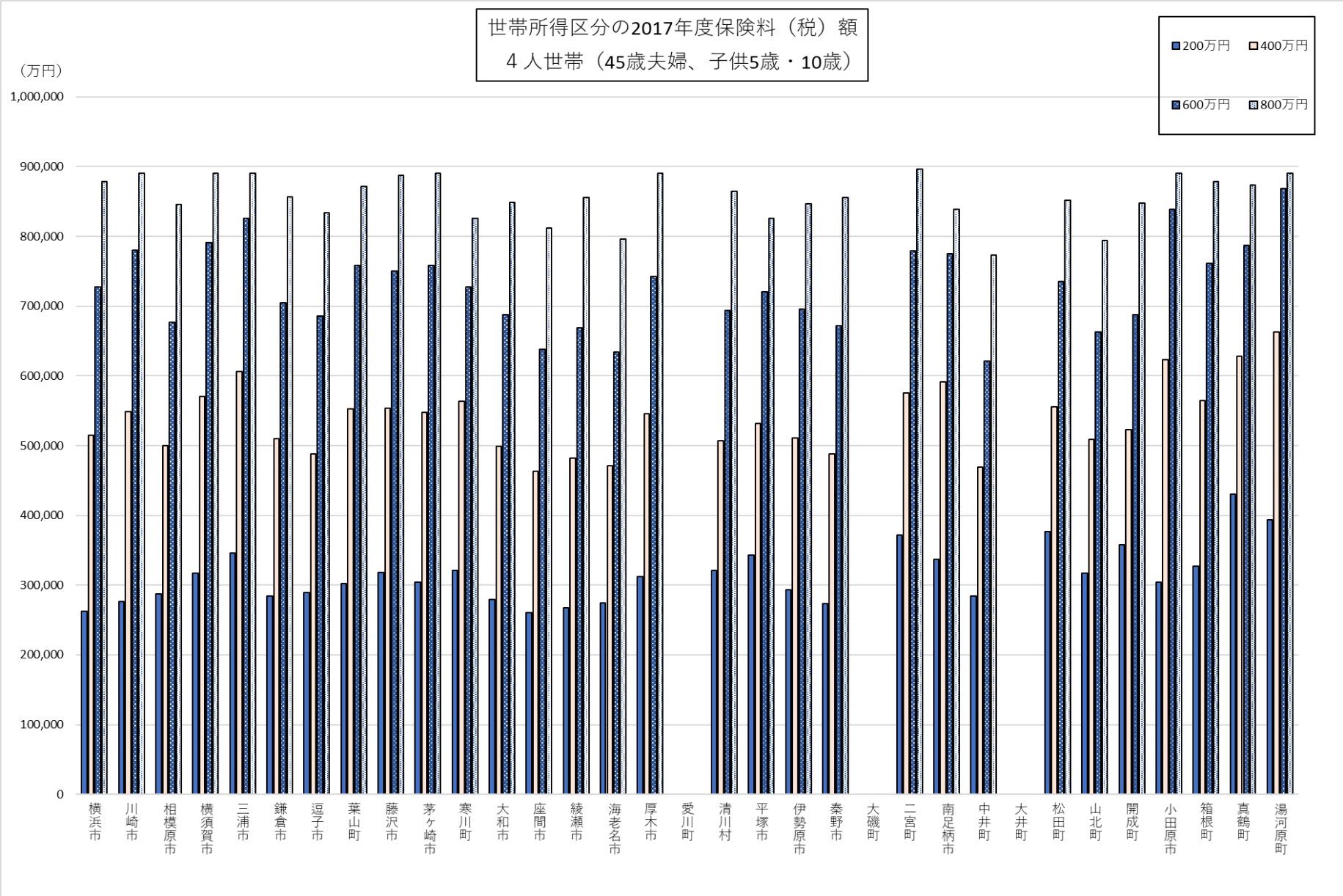
世帯所得区分の2017年度保険料（税）額
４人世帯（45歳夫婦、子供5歳・10歳）
（万円）
200万円
400万円
600万円
800万円
1,000,000
900,000
800,000
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市
三浦市
鎌倉市
逗子市
葉山町
藤沢市
茅ヶ崎市
寒川町
大和市
座間市
綾瀬市
海老名市
厚木市
愛川町
清川村
平塚市
伊勢原市
秦野市
大磯町
二宮町
南足柄市
中井町
大井町
松田町
山北町
開成町
小田原市
箱根町
真鶴町
湯河原町

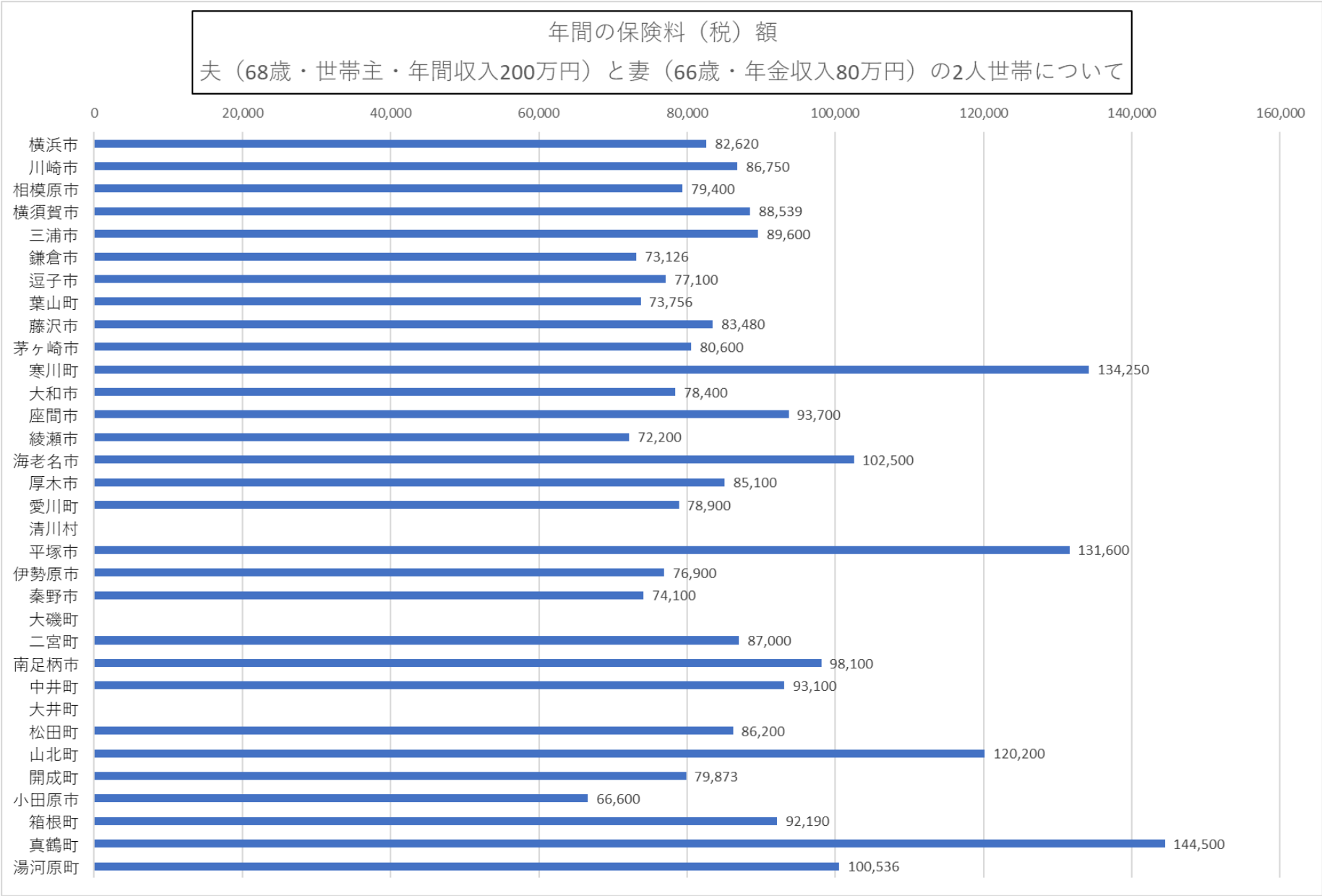
年間の保険料（税）額
夫（68歳・世帯主・年間収入200万円）と妻（66歳・年金収入80万円）の2人世帯について
0
20,000
40,000
60,000
80,000
100,000
120,000
140,000
160,000
横浜市 82,620
川崎市 86,750
相模原市 79,400
横須賀市 88,539
三浦市 89,600
鎌倉市 73,126
逗子市 77,100
葉山町 73,756
藤沢市 83,480
茅ヶ崎市 80,600
寒川町 134,250
大和市 78,400
座間市 93,700
綾瀬市 72,200
海老名市 102,500
厚木市 85,100
愛川町 78,900
清川村
平塚市 131,600
伊勢原市 76,900
秦野市 74,100
大磯町
二宮町 87,000
南足柄市 98,100
中井町 93,100
大井町
松田町 86,200
山北町 120,200
開成町 79,873
小田原市 66,600
箱根町 92,190
真鶴町 144,500
湯河原町 100,536

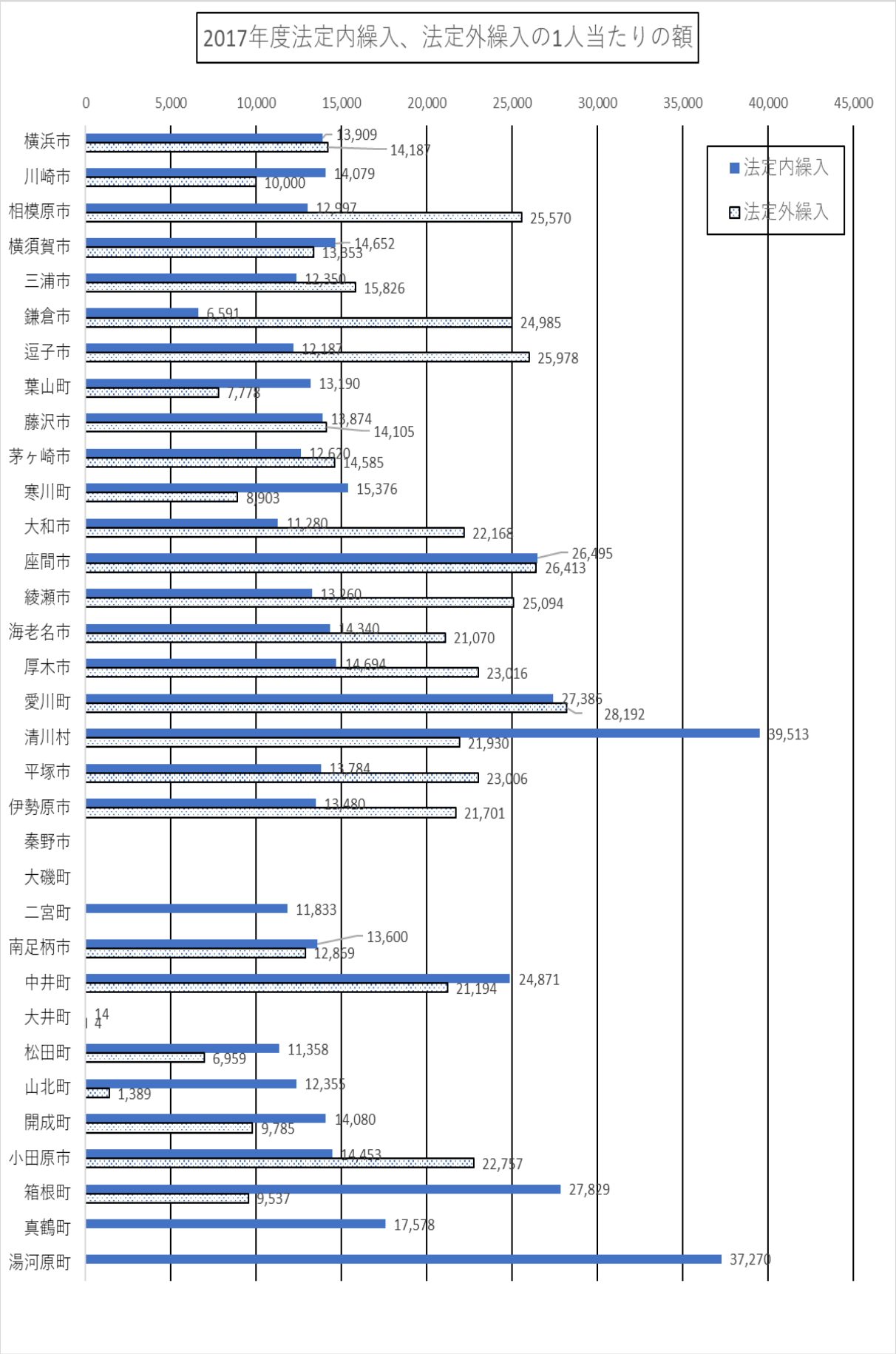
2017年度法定内繰入、法定外繰入の1人当たりの額
0
5,000
10,000
15,000
20,000
25,000
30,000
35,000
40,000
45,000
法定内繰入
法定外繰入
横浜市 13,909 14,187
川崎市 14,079 10,000
相模原市 12,997 25,570
横須賀市 14,652 13,853
三浦市 12,350 15,826
鎌倉市 6,591 24,985
逗子市 12,187 25,978
葉山町 13,190 7,778
藤沢市 13,874 14,105
茅ヶ崎市 12,620 14,585
寒川町 15,376 8,903
大和市 11,280 22,168
座間市 26,495 26,413
綾瀬市 13,260 25,094
海老名市 14,340 21,070
厚木市 14,694 23,016
愛川町 27,386 28,192
清川村 39,513 21,930
平塚市 13,784 23,006
伊勢原市 13,480 21,701
秦野市
大磯町
二宮町 11,833
南足柄市 13,600 12,869
中井町 24,871 21,194
大井町 14 4
松田町 11,358 6,959
山北町 12,356 1,389
開成町 14,080 9,785
小田原市 14,453 22,757
箱根町 27,829 9,537
真鶴町 17,578
湯河原町 37,270

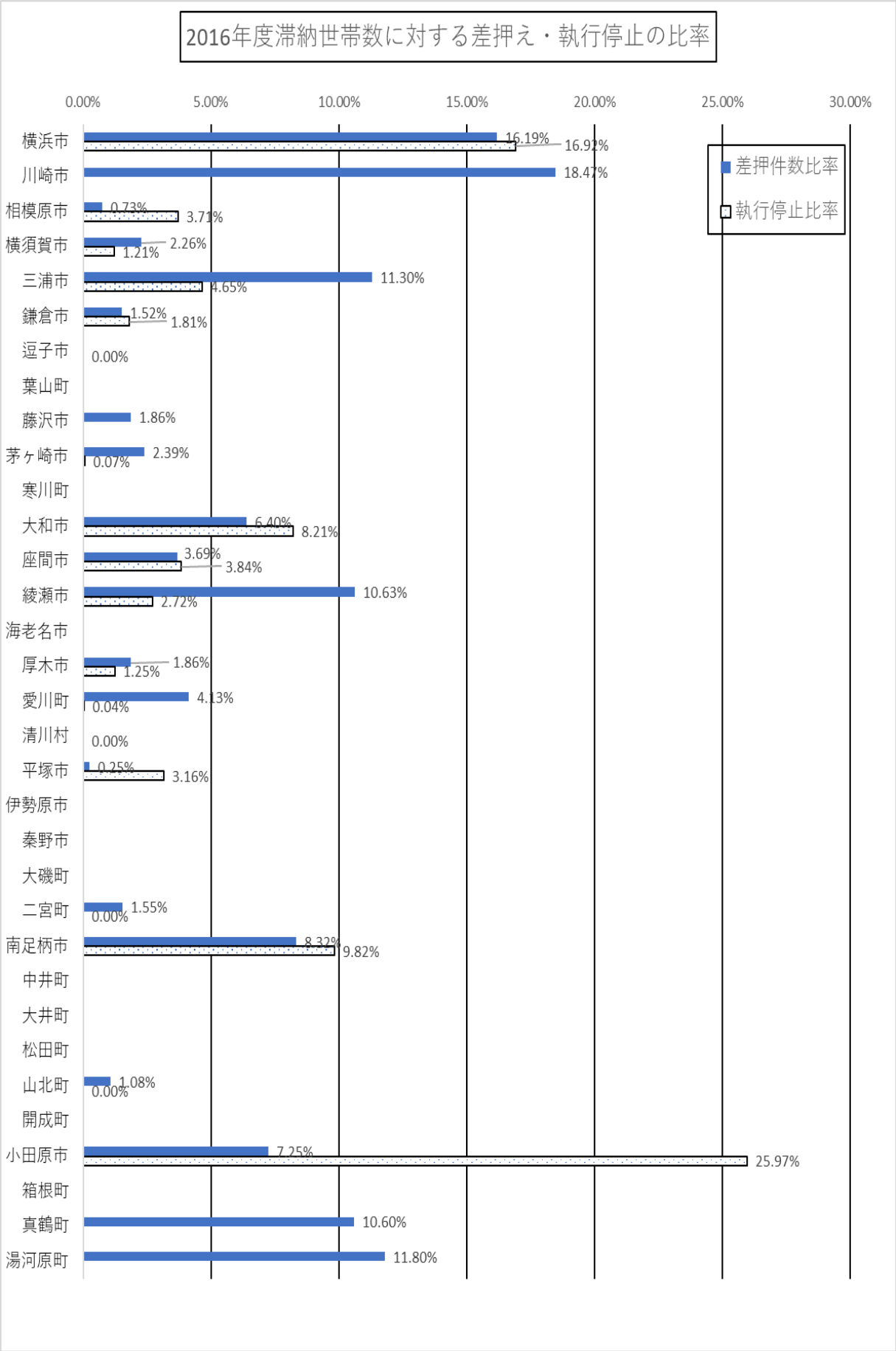
2016年度滞納世帯数に対する差押え・執行停止の比率
0.00%
5.00%
10.00%
15.00%
20.00%
25.00%
30.00%
差押件数比率
執行停止比率
横浜市 16.19% 16.92%
川崎市 18.47%
相模原市 0.73% 3.71%
横須賀市 2.26% 1.21%
三浦市 11.30% 4.65%
鎌倉市 1.52% 1.81%
逗子市 0.00%
葉山町
藤沢市 1.86%
茅ヶ崎市 2.39% 0.07%
寒川町
大和市 6.40% 8.21%
座間市 3.69% 3.84%
綾瀬市 10.63% 2.72%
海老名市
厚木市 1.86% 1.25%
愛川町 4.13% 0.04%
清川村 0.00%
平塚市 0.25% 3.16%
伊勢原市
秦野市
大磯町
二宮町 1.55% 0.00%
南足柄市 8.32% 9.82%
中井町
大井町
松田町
山北町 1.08% 0.00%
開成町
小田原市 7.25% 25.97%
箱根町
真鶴町 10.60%
湯河原町 11.80%